

埼玉県荻野吟子賞実施要綱

(趣旨)

第1条 新たな分野に果敢に挑戦し、日本の女医第一号となった荻野吟子の不屈の精神を今に伝える先駆的な活動などを通じて、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人や団体、事業所を表彰し、その功績を称えることにより、女性と男性が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画することができる男女共同参画社会づくりを推進する。

あわせて、埼玉の偉人である荻野吟子を顕彰する。

(表彰対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 個人・団体部門 県内に在住(勤・学)若しくは県出身又は県内に所在し、先駆的な取組などにより各分野で特に功績が著しく今後の活躍が期待できる個人又は団体
- (2) いきいき職場部門 県内に所在し、男女が共同して参画することができる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所

(賞の種類)

第3条 賞の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大賞 個人・団体部門のうち、特に功績が著しい個人又は団体
- (2) 奨励賞 個人・団体部門のうち、各分野にチャレンジし今後さらなる活躍が期待できる個人又は団体
- (3) いきいき職場部門賞

(被表彰候補者の募集)

第4条 募集は年1回行うこととし、広く一般より公募する。なお詳細は、その都度別に募集要項で定める。

(選考委員会)

第5条 知事は、被表彰者を選考するため、埼玉県荻野吟子賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者は選考委員会の選考を経て、知事が決定する。

(表彰数)

第7条 表彰する人数は、毎年度予算で定める範囲内とする。

(事務)

第8条 この表彰の実施に関し、必要な事務は県民生活部人権・男女共同参画課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。
(さいたま輝き荻野吟子賞実施要綱の廃止)
- 2 さいたま輝き荻野吟子賞実施要綱（平成17年6月29日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。